あま市権利擁護センター事業実施要綱 (案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に定めるもののほか、成年後見制度の利用の促進を図るために行う権利擁護センター事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

- 第2条 事業の実施主体は、市とする。ただし、事業の全部又は一部を法人に 委託することができるものとする。
- 2 前項の規定により事業の委託を受けた者は、事業を円滑に実施するため、 成年後見支援に関する知識及び技能を有する者を配置しなければならない。 (事業の内容)
- 第3条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 成年後見制度の利用の促進に係る広報・啓発活動に関すること。
 - (2) 成年後見制度の利用の促進に係る相談支援に関すること。
 - (3) あま市権利擁護ケース検討会議に関すること。
 - (4) あま市成年後見制度審判申立審査会に関すること。
 - (5) 市民後見人の養成に関すること。
 - (6) 法人後見の推進に関すること。
 - (7) 地域連携ネットワークに関すること。
 - (8) 後見人等(成年後見人、成年保佐人、成年保佐監督人、成年補助人又は成年補助監督人をいう。)の活動に対する支援に関すること。
 - (9) 家庭裁判所との連絡調整に関すること。
 - (10) その他成年後見制度の利用を促進するために市長が必要と認めること。 (実施場所)
- 第4条 事業の事務局をあま市福祉部社会福祉課に置くこととし、あま市権利 擁護センターをあま市役所甚目寺庁舎に設置する。

(対象者)

- 第5条 事業の対象となる者は、市内に住所を有する者又は介護保険法(平成9年法律第123号)その他の法令により市の援護を受けている者とする。 (秘密の保持)
- 第6条 市長は、事業の実施に当たり、利用者等への応対に十分配慮するとと もに、その者の個人情報の保護等についての対策を講じなければならない。 (その他)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市 長が定める。

附則

この告示は、令和3年7月1日から施行する。